

令和2年

第1回伊是名村議会臨時会会期日程

会期 1日間

自 令和2年5月14日

至 令和2年5月14日

月 日	曜日	会議、休会、その他
5月14日	木	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和2年第1回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案 第23号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)	令和2年 5月14日	原案可決

令和2年第1回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和2年5月14日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和2年5月14日	10時26分	議長 宮城安志	
	閉会	令和2年5月14日	11時28分	議長 宮城安志	

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

8番	前田清	9番	東江克伸
----	-----	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義		
副村長	奥間守		
教育長	照屋巧		
総務課長	諸見直也		
建設環境課長	末吉長吉		
住民福祉課長	諸見美奈子		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年5月14日

会議録署名議員の指名
会期の決定
令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）

令和2年第1回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序 令和2年5月14日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第23号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）

議長（宮城安志）

新型コロナウイルス感染対策について申し上げます。

沖縄県では、感染拡大防止に全力で取り組むため、4月20日に沖縄県緊急事態宣言を発令いたしました。本村も対策本部を設け、侵入防止策を打ち出し、村民及び村を訪れる方に協力要請を行っていることに対し、敬意を表します。幸いにも本村から一人も感染者も出ず安堵しているところでございます。

また、沖縄県では5月11日に緊急事態宣言を一部解除しましたが、今後も新型コロナウイルスが本村に持ち込まれないよう警戒態勢を強め、対策にあたりますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第1回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名です。

これから本日の会議を開きます。 （午前10時26分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番前田清議員、及び9番東江克伸議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月14日の1日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月14日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第23号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案説明の前に一言お礼を申し上げたいと思います。

先程お話がありましたように、新型コロナウイルス感染症が発生しまして、国における緊急事態宣言も行われ、これまで一月間、村民の皆さん、そして議会の皆さん方のご協力によって一人の感染者もなく無事これまで過ごすことができました。皆さん方のご協力を感謝を申し上げたいと思います。

なお、本日おそらく国や県も解除の方向で進められると思いますけど、不要不急の外出については、今月いっぱいはずひやりたいというふうな意向もあるようであります。

それを踏まえて、今後また村としての対応もしていきたいと考えております。なお、これまで尚一層の皆さん方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。それでは、議案の説明を申し上げたいと思います。

議案第23号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,344万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億893万円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金で、社会資本整備総合交付金、子育て世帯臨時特別給付事業費補助金、特別定額給付金給付事業費補助金事業実施による1億6,704万7千円の増額となっております。

19款繰越金で財源確保のため、前年度繰越金10万円を増額しております。

21款村債で村道南風原線、潮平間線道路改良事業の借入のため、630万円を計上しております。

歳出につきましては、2款総務費で1億3,940万8千円の増、3款民生費で246万4千円の増、7款土木費で3,157万5千円の増額となっております。

その主な内容としましては、2 款総務費、特別定額給付金給付事業の負担金補助金及び交付金 1 億 3,790 万円は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環で一律に一人当たり 10 万円の給付を行うことを目的に計上しております。

3 款民生費子育て世帯臨時特別給付金給付事業の負担金補助及び交付金 246 万 4 千円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給することを目的に計上しております。

7 款土木費、社会資本整備総合交付金、南風原線、潮平間線改良工事 3,157 万 5 千円は、補助内示額の増額により計上しております。

防災・安全社会資本整備交付金は、社会資本整備総合交付金へ事業メニュー組替のため廃止となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和 2 年度伊是名村一般会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号及び同法第 218 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和 2 年 5 月 14 日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。8 番、前田清議員。

8 番（前田 清議員）

今回、特別定額給付金という新しく国からの救済措置ということで、いま国会等でもいろいろ議論しながら国民全員に 10 万円給付するということが予算措置されたわけでありましたが、本村も今回その事業に取り組んで予算措置するわけでありましたが、実際の支給予定日と、それと支給予定までの中身、いわば住民の皆さんが申し込みをしたりとか、その手続きにおいても、いろいろやり取りがあろうかと思っておりますので、そのあたりの流れの説明、住民に周知できる期間があるのかどうか。いきなり申込みして下さいみたいな感じになるの

か、そのあたりを聞かせていただきたいと思います。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それでは、お答えします。確かに議員のおっしゃるとおり、各テレビや新聞等でも周知されているところではありますけれども、また給付の実施については、各自治体によって開きがあるということで、村としても周知も徹底しながら漏れがないようにやっていきたいというふうにいま考えておりました、申請書を発送する前に防災無線とか、あとは広報車で周知を呼びかけていきたいと考えております。

それからいまありました特別定額給付金の事業の流れとしましては、まず受給者の方が村内総世帯数754世帯1,379名、これは4月基準日の27日時点の方に申請書を代表して世帯主の方に発送します。

これが本日の議会で可決された後には、明日から早ければ発送する運びとなっております。

そしてまた村内にいま郵送関係で局の方に確認したところ、2～3日はかかるだろうということでもありますので、その申請の受付を早ければ5月20日あたりから実施できるのではないかと考えております。

それから本来であれば、郵送申請で郵送で返送していただくという流れなんですけれども、昨今、緩和もいろいろされておりますので、この要綱にある迅速かつ確実という点からも各字公民館の方に出向いて、そこで申請書の受付をしようかと思っていま考えております。

これについても早ければ来週の20日以降に予定はしているんですけども、そういった申請書に必要な身分確認の書類のコピー、スキャナーとかが必要になりますので、その辺を業者さんの方に手配して、それが準備できれば、早ければ20日ぐらいから申請の受付が可能になるかと思っております。

それを受けて申請書のチェック、世帯主の名前とか、人数とかを確認して、それが確認できれば、金融機関との調整もありますけれども、早ければ1週間以内には口座の方に振り込まれるというふうな流れになっております。

これも原則感染防止とか、給付金の受け渡し等に関して10万円という高額でありますので、原則、銀行口座への振込ということを行いたいと思います。

申請期間が3カ月ということでもありますので、遠隔地にいる方もいらっしゃると思いますので、また施設、病院等に入院されている方もおりますので、その辺また住民福祉課とも連携を取りながら親族の方にも連絡をして、そのこの居住地に発送して漏れがないようにしたいと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

いまの答弁をお聞きしますと、20日あたりから受付にあたっての説明等もなさって、そして申請も同時に扱いながら、1週間以内には支給が開始されるというようなことで理解してよろしいでしょうか。

そして支給日も明確にいま1週間ということ、10日以内ではすぐできる範囲でいたのだろうかということ、理解していいのか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いま1週間以内と答弁したんですけれども、おそらくまた申請する方が殺到する可能性があるのではないかと、そうした場合には事務量が膨大になりますので少しずれ込み、いまおっしゃったように申請から10日間あたりになる可能性はあると思っております。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

それにあたっては特別に村長を中心に職員を配置して給付が早く受けられるような対策をしていただきたいなと思っております。

あと1点、7款土木費ですけど、先程村長答弁でも事業変更があったと言われておりますが、いま南風原線とチゼン線ですか、社会資本整備総合交付金の事業名称になっていたと思いますが、今回、潮平間線も同じく名称が変わった

のは、メニュー自体が変わってそうなのか。それとも先だって3月定例会で予算可決されたんですが、そのメニューが変わったのか、変更にならざるを得ない何かそういったのがあったのか、そのあたりを聞きたいのでありますが、これを説明して下さい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。当初の予算では、南風原線が社会資本整備交付金で、潮平間線の方が防災・安全社会資本整備総合交付金という名前になっていたんですが、これが令和2年から防災の方がなくなったといえますか、下の方に下がって行って、僕らがいまやっているメニュー自体がいま議員がおっしゃるように南風原線、潮平間線が社会資本整備に統合されたということになっております。

議長（宮城安志）

前田清議員の質疑は、既に3回過ぎていますが、会議規則第55条但し書きの規定によって、特に発言を許します。前田清議員。

8番（前田 清議員）

メニューが変わったというか、その事業項目にすり替わったということで理解していいかなというふうに思っておりますが、今回の路線二つの整備する内容の中身、例えば道路が何メートルとか、また幅員はどれぐらい延ばそうとか、いろいろそういう構造があるかと思いますが、そのあたり詳しく聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。南風原線については、今年度80メートル、擁壁、土壁の部分を含めての80メートルの施工をいま予定しております。

潮平間線に関しては、測量調査業務の委託を考えて予定しております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それでは歳出の3款民生費、負担金補助金及び交付金、子育て世帯臨時特別給付事業補助金、その件についてなんですが、これは説明にもありましたが、対象者の支給月、これがいつからなのかというのと、支給額が一人当たりどのぐらいの額なのか、よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

質問にお答えします。支給対象者は、令和2年3月31日時点で伊是名村にお住まいの4月分の児童手当を受給している方が対象となります。

給付額は、対象児童一人につき1回限りの1万円ということになります。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

今回のコロナ対策の補正予算ですけど、一人10万円と児童手当1万円、その他に村単独の給付とか、手当とか、そういうのは考えてないのか、お伺いします。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

お答えいたします。村としてもいま国、県の支援事業も何件かありますけども、村としても支援策として、各担当課にいろいろ調査させておりますので、それを6月定例会に向けて庁内で検討してあげていきたいと、いま考えられるのは観光関連事業をしているところの支援策とか、あと税等の猶予等も考慮していこうと、そういう考えをもっております。以上です。

議長（宮城安志）

6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

いろいろ調査しているということなんですけれども、これ役場の担当だけの調査とか、そういうのでは把握できないと思います。観光協会なり、商工会なり、そういうところと連携して、これは本当に未曾有のウイルスなので、こういうときにこそ村の手厚い方法を考えてもらいたいと思います。

さらに4月の中旬ぐらいからフェリーも1便になり、さらに終わりそうになって、またドックが入り、観光業なり、飲食業なりは多大なダメージを受けると思います。その辺も村長よく知っている現場に行っただけからしかわからないので、現場の声も聞いてもらって給付を行っててもらいたいと思っております。補正に何もないので、そういう対策はないのかと思って質したんですが、十分にやってもらいたいと、村長その辺はやってもらえますか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。国や県の措置については、ご承知のとおりであります。それを村としましてもどういう形で支援できるかというふうなことで休業補償とまではいきませんが、村としての支援金、見舞金みたいな形でやったらどうかということで、いま商工関係、あるいは商工観光課、そういった関係者の中でいろいろと情報を交換をしております。それをまとめて、どういった形で支援ができるのかということについて6月の定例議会あたりまでまとめてやっていきたいというふうに考えています。

議長（宮城安志）

6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

大変素晴らしい意見を聞きました。いまこそ村長、基金なり崩して、村民が本当に伊是名村に住んで良かったと思えるような手厚い方法を取って下さるようお願いします。以上、終わります。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

私も同じく源也議員からもございましたけれども、今回の予算の中では村独自のアイデアといいますか、給付事業が一切盛り込まれてない。このことにつきましては、4月の何日でしたか、1便運航要請のコロナ対策の説明会ということで、副村長をはじめ課長たちがいらっしゃって、議員、それから商工観光業の方々との説明会、要請がございました。

その中で観光業の方、宿泊業の方からもゴールデンウィーク期間中のお客さんを断ったりするのか、どういうふうに村は考えていますかというふうな質問もあって、私そのとき役場の方々にぜひ観光業者の方々と共にそういったことも話し合っただけでないかということをご提案しましたが、その点について副村長、その場にいらっしゃっていたと思うんですけども、その観光業の方々に要請とか、そういったことについて村内の商工観光業者と話し合いがなされたのか。

それからそのときに副村長にも基金を崩してでも休業を要請されている。また独自に休業しているの方々について予算をぜひ組んでもらいたいというふうに4月の時点で既にそういう話をされているのに、今回も残念ながら臨時議会、それも国から示された特別な給付金、村独自のアイデアが一つも盛り込まれないという非常に残念でなりません。

ましてやいま船が1便運航ということで、自分たちの子弟も、それから子どもたちも、親戚も、シーミーにはみんな遠慮しながら、そしてゴールデンウィーク期間も来ないで下さいと、そういうふうに防災放送ではずっとやってお願いはしているんだけど、それに見合った対策が全然話し合われてないのかなと、非常に緊急性に対する措置が甘いんじゃないかなと、本当に思っております。

私、独自に他の市町村も聞いてみたら、既に宿泊体験の民泊事業者に対してキャンセルをされて既に困っているという方々に宿泊の子ども一人に対して1千円ずつとか、そういうことを既に提案されている。

それから村独自の対策、さらには水道料金、下水道料金の3カ月間の免除、

これについては条例とか、規則云々ではなくて、村独自の水道会計の中で、村長が免除できるという項目があったと思うんですよ。

村の市町村では、そういった独自の取り組みを真剣に考えているというふうに見えるんですけども、あれから今度は緊急宣言解除という動きの中で、まだ我々のところは案さえも出てこない。そういう本当に残念でならない。

他の市町村は、どんどん独自のアイデアをいろいろと出されている。ぜひ我々も遅くはなっておりますけれども、そういった対策会議等を立ち上げておりますので、そういうのを対策会議の皆さんで話し合われて、いま言った飲み屋もほとんど閉まって、既に当初から県の要請等に応じて休みにしているというところもございます。

そういったことから緊急にそういった村独自の方法というのをぜひやっていただきたい。

それから今度提案されている公民館等で申請されるという流れ、大変いいことだと思っておりますけれども、これにつきましてもぜひ村民にわかりやすく防災無線等で案内をして、漏れのないように早めの対応をお願いしたいということ、それから自粛要請というのが県の方でされておりますけれども、私もまだ県の方に直接電話したりとか、そういうことをしてなくて、詳しい内容がわからないんですけれども、我々、村の方では県の対策について、例えば商工業者、民間事業者、そういったことについて商工会あたりと連携して、この事業者がどのようにすれば、そういった給付金が受けられるか。

なぜかと言いますと、いま国会等で実際には創設されたものの、非常に申請が難しいと、実際には何千億とあるお金がまだ10億円程度しか支援されてない。

そういうことを聞きますと、村の方でも商工会、観光業界あたりとタイアップして、村の事業者をどういうふうにすれば、申請が速やかにできるのか。そういったこともやはり考えていくべきではないかと思うんですけれども、このことについてぜひ一言、これからどのように県が示している対策の申請の方法について、村民の小さい事業者に任せっきりでなくて、村としてもバックアップするという体制が取れるのか。そういったことについてぜひご意見を伺

いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

まず、はじめに村独自の支援策のメニューがまだ構築できてないということに対しては深くお詫び申し上げます。

先程話がありました支援センターでしたかね、あのときに議員の皆さん、村の観光関連業者ですか、そういう方たちを集めて説明したときにも、そういう村独自のものを早くやってもらいたいという話もありまして、そのことを持ち帰って村長にも報告しまして、また庁議あたりでもそういう話もやってきました。

いま村としてもいろいろ考えていこうとする中で、途中から国の緊急対策事業のものをいついつまでに早めに出してくれという事業も職員としては進めていかなければならない状況で、いまその業務に携わっている状況であります。

その中でこういう収入減になった人たちの支援とかやっっていこうというふうに考えておまして、それをいま各課全部出してくれということで進んではいるんですが、完全にあがって、それもいま県にあげている状況ではないとであります。

そういう状況の中で、それと並行して村独自のものとなると、確かに職員も大変なのかなと思ったりもして、その中でできるのはそこでやって、できない部分があったら、そこを村としてやっっていこうと、まずはそれを先にやってからというふうな考え方もあって村独自のものが進んでないことに対して深くお詫び申し上げます。

商工観光課あたりでも先程ありました観光関連業者、商工会あたりにも出向いて行って、直接あそこの事務局ともいろいろ話はしているということは伺っております。

そういうことで、今後お互い協力連携しながら、確かに観光関連業者は収入減もなって大変生活が苦しい状況も承知しておりますので、村として一緒に頑

張ってこの危機を乗り越えていきたいと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

各課の方で取りまとめ頑張っているということでございますけれども、3月から自粛をして、既に3月、4月、5月と3カ月間無収入の方々も本当にいらっしゃって、家賃代も払えない、電気代も大変だというふうなことも聞きます。

ぜひ、早急に村独自で、中には本当に直接大打撃を受けている個人事業者の方々もいらっしゃいます。ぜひ、そこの方は、村の職員の方にもぜひ頑張っていていただいてやっていただきたい。

それからいま県の事業について、村内の事業者あたりもテレビ等で拝見すると、非常に申請が難しいということを聞いていますので、村内の事業者あたりが自分でその申請ができるか、非常に私は危惧しております。

ですので、ぜひその辺商工会、観光協会あたりと、村も先頭に立って、そういう事業者をどうしたら早めに申請できるかということをごひまた一緒に進んでいていただきたいなと要望いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

私の方から高齢者の対応についてお伺いさせていただきます。5月から巡回で各字受付やるという話でありますけど、やはり高齢者というのは、自分で書けない高齢者の方もおります。そこらあたりの対応について代筆は可能かどうか。代筆となれば、それなりの証明も添付しなければいけないのか。そこらあたりをお聞きします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。特別定額給付金のことでよろしいですか、代理申請も他の申

請と同様に世帯主の家族というのが証明できれば、代理申請も可能となっております。以上です。

議長（宮城安志）

1 番、前川秀和議員。

1 番（前川秀和議員）

申請書、中には自署とあるんですよね、本人書くところ、そこらあたり、もし一人島にいて、子どもたちがみんな向こうにいと、このあたりの対応については、担当の部署で代筆することも可能か、それとも代理かというのをお聞きします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いまのお話は島内に在住していらっしゃるって、その家族が本島にいるという場合のことですか。

できれば、島に親族の方がいて代理申請ができれば一番いいんですけど、いまのお話のような状況だと、いろいろなものを本島の方に送付したり、そういった代理申請という手続きが必要になりますので、その辺また証明書、免許証の写しだったり、家族であるという証明書を付ければ可能だといま考えていますけれども、詳細については再度また確認したいと思います。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

それでは3 ページの地方債、村道南風原線、潮平間線、それから下の防災潮平間線、限度額が当初6 4 0 万円と2 0 0 万円になっておりますが、限度額が1, 4 7 0 万円、これが1 2 ページの歳出の道路橋梁費、そこで説明はありましたが、起債が一つに絞られたということでもあります。

そういうことで、私いま当初予算との比較がチェックはされてないんですが、補正額で6 3 0 万円、限度額があがったわけですけど、そういうことで、この南風原線と潮平間線の当初、起債額、事業が変わってございましたけど、当

初どうだったんですか、もし、わかれば説明願えますか。

いま含めて1,470万円、要するに限度額が上がった各事業の内訳、当初予算どうだったか。わからなければあとでも結構です。

限度額が各々事業変わると思うんですよ、いま一つになっていますよね、当初いくらだったのかということで、起債の事業メニューが違いますよね、いまは一つの事業になっているかと思えますけど、もしわかれば。

当初予算があれば、すぐわかるんですけど。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。当初予算の方は左側です。今回、当初潮平間線が約200万円で、南風原線の方が640万円ありまして、今回また増額になっておりますので、これプラス630万円を合わせて1,470万円というふうになっております。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時20分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

お願いします。10ページの方で説明を求めます。特別定額給付金の補助金なんですが、支払い方法、申請方法2通りがあると思いますけれども、今回いままです説明された分は郵送の部分を説明されて、各公民館にて村に対応してもらって申請してもらおうという形の方法なんですが、先の報道によりますと、沖縄県内に3村以外はマイナンバーを使ったカード申請、オンライン申請を行うということで、その中に伊是名村も入っていますけれども、実は2～3日前からマイナンバーの件で全国の各市町村で大変な問題が出ているそうです。交付

率も少ないんですけれども、一挙に何十万、50万円あたりの申請も出たり、マイナンバーでオンライン申請をしようとしたら、持っているスマホなどでもできるそうですけれども、失敗失敗で結局はロックされて、役場の方に殺到している状況がいまニュースで流れている状況ですが、沖縄県でもそろそろ始まっていると思うんですけれども、伊是名の場合は、この両方をやるということなんですが、まだまだマイナンバーあたりの交付率も少ないんですけれども、それは通知と同時にその方法も通知書に書いて説明されているのか。それとも公民館の方で、この対策をマイナンバーの方と区分して申請をするのか。そのあたり説明をお願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いまおっしゃるように、今日のニュースでも聞いたんですけども、いろいろまたマイナンバーカードの申請が混雑していると、事務量がすごい増えているということをお聞きしております。

本村においてもマイナンバーカードを利用してオンライン方式によって、できるようにいま手続きは進めております。

いま通知書の中にもそういったやり方とかというのも一緒に同封して送る準備をいま進めているところであります。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

これはたぶん国としても混雑を避けるためにこういったことを両方でやっていると思うんですけれども、よくよく考えてみたら、皆さんも気づくかと思うんですけれども、書類の申請の方が早いかなと思ったりしてはいるんです。

やはり村内でも何百名かはマイナンバーの申請交付はされているんですけど、暗証番号を登録されてない方がたぶんいるはずですよ。殆どの方が登録されていないと思いますけれども、そのあたりもいまから全部申請するとなると、かなり時間かかったりすることも調べられているのかどうか。そしたら先程の工程の

とおりに支払いまでは大体6月前半までですか、早ければ今月中に支払いできる方もいるんですけれども、これでやった場合はいまからマイナンバーの申請をしたり、暗証番号とかを登録したりして遅れはしないのか。そのあたり3カ月間でやればいいと思うんですけれども、手っ取り早いやり方ですと、書類申請の方がいいかなと私はそんな感じもするんですけど、いまのように両方で進めていく考えを変えないのかどうか、その辺りを確認したいと思います。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いまおっしゃったようなたぶん状況が出てくるとは思いますが、いまそれでやりたい方、遠隔にいる方もいらっしゃるので、それは両方でオンライン方式、郵送方式でいま進めていこうと考えてはいるところです。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

ぜひ、頑張っていたきたいと思います。最後の1点、先程、質疑のあった児童手当ですが、これは追加分として補助された1万円なんですけれども、4月の支払いの分となっていて、ちょっと度忘れしてしまったんですけれども、支払い可能は最短何月だったのでしょうか、それだけ確認したいと思います。

これ追加分です。これだけを支払いするのではなくて、児童手当にプラスしてやるものです。どちらなんでしょうか。別々に支払いするのか。1万円だけを支払いするのか。それとも次の支払い、最短の支払いが3期、4期あったと思うんですけど、どの部分で支払いするのか。これだけ教えて下さい。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。原則児童手当の口座に振り込みしますが、児童手当とは別に項目を設けて、児童手当は6月10日、今回の給付金の場合は6月30日を目途に予定をしています。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

質疑ないようですので、質疑を終結したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

この補正については、国が定めたコロナ関連の感染拡大防止に関わる一刻も早く予算を成立して住民に支払いするという観点から非常にいい予算であります。

そういうことで、本案については賛成の討論といたします。以上です。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終結します。

これから議案第23号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和2年第1回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会（午前 11 時 28 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

令和2年

第2回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間
自 令和2年8月3日
至 令和2年8月3日

月 日	曜日	会議、休会、その他
8月3日	月	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和2年第2回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第34号	財産の無償貸付けについて	令和2年 8月3日	原案可決

令和2年第2回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和2年8月3日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和2年8月3日	10時29分	議長	宮城安志
	閉会	令和2年8月3日	10時51分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	欠席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	出席
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

2番	宮城義秀	3番	仲田正務
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	濱里篤
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	兼元清永	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年8月3日

会議録署名議員の指名
会期の決定
財産の無償貸付けについて

令和2年第2回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序 令和2年8月3日（月）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第34号	財産の無償貸付けについて

議長（宮城安志）

ただいまから令和2年度第2回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、9人です。

これから本日の会議を開きます。 （午前10時29分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番宮城義秀議員、及び3番仲田正務議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日8月3日の1日間としたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日8月3日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第34号・財産の無償貸付けについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは議案の提案理由説明の前に一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議長の方からもありましたように、コロナウイルス感染症が沖縄県爆発感染拡大にやや近づきつつあるというふうな非常に厳しい状況下の中にあつて、7月31日に村としても対策本部を設置しまして、その中においてもこれからの対応についていろいろと協議をしております。

知事の緊急事態宣言によって、8月1日から15日までの間、不要不急の自粛、あるいは島外への渡航禁止、また県外からなるべく沖縄には来島することを控えるようにというふうな呼びかけをしているところであります。

沖縄県内におきましても50名以上、そして70名、昨日は64名というふ

うな感染者が出まして、感染の状況は東京よりも厳しいというふうに言われております。

ぜひ、そのことを私たちは踏まえて、これからその対策をしなければいけないと、これには議員各位並びに村民の皆様方のご理解とご協力がぜひとも必要であります。皆様方のご支援をお願い申し上げたいと思います。

また、さらに前回同様にフェリーの2便運航を1便運航にするというふうなことで、対外的にも村の対応をアピールしていきたいというふうを考えております。

今日、そのことについて関係者に集まっていただいて意見交換をし、それが実施できるように努めてまいりたいと思っております。ぜひ、本村から感染者が出ないように、皆様方のご支援とご理解よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第34号の提案理由の説明をいたします。財産を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めます。

令和2年8月3日提出、伊是名村長 前田政義。

記

1 無償貸付け財産

所在：伊是名村字内花イシジウムイ原3962番地1他42筆

地目：畑

面積：76,006㎡

2 貸付けの相手方

伊是名村字仲田1165番地

沖縄県農業協同組合伊是名支店

支店長 上原長良

3 貸付けの期間

契約の日から令和3年3月31日

ただし、期間満了後は1年間の自動更新とするが、当該地において事業が採択された時は、事業着手までの間とする。

4 貸付けの目的

さとうきび種苗確保のため。

提案理由、当該財産の再整備に事業着手するまでの間、さとうきびの種苗ほ場として有効活用することにより、さとうきび農家へ種苗を格安で安定提供し、さとうきびの増産及び生産農家の所得向上に寄与するため、この議案を提出するものであります。

なお、関係する書類も添付してございます。よろしくお願ひいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

ただいま村長から提案理由の説明がありましたけど、要望書を見てみますと、JAの方からは無償貸付ということで文言が一つもないんですけど、それは村の方から無償貸付ということで理解してよろしいですか。以上、説明をよろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。この件について村の条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがございまして、その中の第4条の方に普通財産の無償貸付、又は減額貸付というのがございまして、普通財産は次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償、又は時価よりも低い価格で貸付することができるというものがございまして、その第1号の中に公共的団体というのがございまして、JAさんの方がそれにあたるということで、村の方で無償で貸付するというものであります。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。5番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

いま条例を見ているんですが、面積規定とか、そういうのがありましたでしょうか。ちょっと調べても面積規定というのが出てこないんですが、この辺村長説明よろしくをお願いします。

再度補足いたします。地方自治法 96 条については、条例に定めるということがございますが、条例を見ても面積規定がないですので、その方面ちょっとお願いいたします。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

条例の規定についてですけれども、伊是名村議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例というのがあるんですよ。その中で、第 2 条第 6 号の 9,900 ㎡以上ということで謳われております。それについても議会の議決を経なければならないというふうになっております。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 42 分

再開 午前 10 時 43 分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。5 番、東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

条例、議会に付すべき公共施設の利用及び廃止等、了解いたしました。

議長（宮城安志）

他にありませんか。6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

現在この土地は、以前から払下げされるというような話を聞いていましたけど、当面この話はないのかどうかお伺いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。当該地は、先月半ばまで議員おっしゃるように農家の方の権利設定がされておりました。

農家の方から区画整理後に無償譲渡、あるいは権利設定で貸付という状態で使用していただくということで設定しておりましたが、湧水が酷いということで、また水捌けも悪いということで権利設定された農家の方々がいまの状態では引き取りできないということで再整備の要望がありまして、その水処理のためにまた再度事業を起こす必要がございまして、それがまた採択まであと何年かございまして、その間、有効利用しようということで、先月の農業委員会も事務局も兼ねておりますので、農業委員会の立場で協議解除したというところ です。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、私は2点ほど、これまでの何名かの方の質疑に関連しますけれども、実はその面積からすると設定する、しないではなくて、伺いたいのは、小作を設定した場合、面積からすると単価がいくらで、いくらぐらいのほ場になるのか1点伺います。

そして先程もあったように事業計画、いまのところはないように感じしますが、これまで過去数年ぐらいですか、いろんなことがありまして、この現場はいまに至っていると思います。

これからこの契約書の中で事業が採択するまでとなっていますけれども、その次の計画というのは、どこにどのような形でやっていく予定なのか、ちょっと段取りを聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。最初の質問なのですが、権利設定の単価は平方メートル当たり5円で設定されております。

それから次の質問の事業計画の進捗と申しまししょうか、令和4年度の新規採

採択を目指していま計画中でございます。

ちなみに、今年度に県側でなんですけど、基本計画を作成するための業務を土地改良連合会さんに発注しております。

その内容を踏んで詳細な事業計画を村で行って、令和4年度の新規採択を目指していま頑張っている最中でございます。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

イシジユムイ原は、野菜団地だと前聞いたことがあったんですけども、いまさとうきびを種苗すると何か差し支えはないんですか。野菜団地、野菜を作りたいという農家が出た場合には。その切替とかはうまくいくんでしょうか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。議員いまおっしゃるとおり、野菜をメインに事業計画を立てて、前回区画整理事業を行っております。

先程の質問に回答した内容にもあるんですが、湧水が酷いということで、野菜を作るということで設定された農家の皆さんが現状ではお引き受けできないということでありましたので、そのために再整備、湧水処理、水処理ができるように再整備した後に農家の皆さんに再度権利設定して、野菜を中心に営農活動をしていただく予定にはしておりますが、いまのところは、それまでの間、放り投げるわけにはいかないの、JAさんの方から要望もあって、さとうきびの採苗畑ということで利用したい旨の要望がありましたので、その間お貸しして、農家の皆さんに種苗を提供していこうではないかという予定で本日の案件となっております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第34号・財産の無償貸付けについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第34号・財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和2年第2回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会(午前10時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

令和2年

第3回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間
自 令和2年10月15日
至 令和2年10月15日

月 日	曜日	会議、休会、その他
10月15日	木	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和2年第3回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第44号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算(第4号)	令和2年10月15日	原案可決
議案第45号	工事請負契約の変更について(村道南風原線道路改良工事(R2))	〃	原案可決
議案第46号	物品購入契約の締結について(令和2年度伊是名村観光防災力強化支援事業)	〃	原案可決

令和2年第3回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和2年10月15日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和2年10月15日	10時30分	議長	宮城安志
	閉会	令和2年10月15日	11時15分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席2名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	欠席	8	前田 清	出席
2	宮城 義秀	出席	9	東江 克伸	欠席
3	仲田 正務	〃	10	潮平そのみ	出席
5	東江 清和	〃	11	宮城 安志	〃
6	東江 源也	〃			
7	伊禮 正徳	〃			

会議録署名議員

7番	伊禮 正徳	8番	前田 清
----	-------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良 和彦	議会事務局主事	久高 孝恵
--------	-------	---------	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田 政義	農林水産課長	前田 秀光
副村長	奥間 守	建設環境課長	末吉 長吉
教育長	照屋 巧	教育振興課長	濱里 篤
総務課長	諸見 直也	住民福祉課長	諸見 美奈子
会計管理者	兼元 清永	商工観光課長	前川 栄進
企画政策課長	神田 宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和2年10月15日

会議録署名議員の指名
会期の決定
令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）
工事請負契約の変更について（村道南風原線道路改良工事（R2））
物品購入契約の締結について（令和2年度伊是名村観光防災力強化支援事業）

令和2年第3回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序 令和2年10月15日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第44号	令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）
4	議案第45号	工事請負契約の変更について（村道南風原線道路改良工事（R2））
5	議案第46号	物品購入契約の締結について（令和2年度伊是名村観光防災力強化支援事業）

議長（宮城安志）

ただいまから令和2年度第3回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

1番前川秀和議員、9番東江克伸議員より欠席の届けが出ています。

ただいまの出席議員は、8名です。

これから本日の会議を開きます。 （午前10時30分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番伊禮正徳議員、及び8番前田清議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月15日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日10月15日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第44号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

おはようございます。第3回臨時議会を招集しましたところ、お揃いでご参集いただきまして誠に有難うございました。

本臨時議会には、令和2年度一般会計補正予算（第4号）をはじめ、工事請負契約の変更、物品購入契約の締結についてをご提案しております。よろしくお願いをいたします。

先程議長からありましたように、新型コロナウイルス感染症は、沖縄県はまだまだ感染が収まらないという状況で、大変憂慮しているところであります。

ひとつ議員の皆さん方のご高配によって村民が安全であるようにコロナ対策をよろしくお願いを申し上げます。

また、午後1時40分から子ども議会が開催される予定になっています。よろしくお願いをいたします。

それでは議案第44号の提案理由を説明いたします。

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ190万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,618万6千円とするものであります。

歳入につきましては、19款繰越金で財源確保のため、前年度繰越金190万3千円の増額となっております。

歳出につきましては、2款総務費で500万3千円の増、4款衛生費で260万円の増、5款農林水産業費で570万円の減額となっております。

その内容としましては、2款総務費では屋之下用地整備事業にて相続手続き完了用地に係る不動産登記手数料の計上となっております。

4款衛生費では、カシザイ地区墓地造成に係る工事請負費の計上となっております。

5款農林水産業費では、農地費において農家提供用表土確保工事の減額補正によるものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めるものであります。

令和2年10月15日、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは私の方から2、3点質問したいと思います。1点目に7ページ、役務費の手数料、不動産登記手数料という説明がございましたけれども、現在の屋之下原の用地取得の状況について説明の方をお願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。屋之下の移転登記を予定している総数が125件ありまして、現在まで取得済が107件で、まだ未処理のものが18件ということで、取得率が85.6%ということになっておりますが、残りの14%については、相続等、あるいは地権者の同意がなかなか得られないと、終盤にかかり難い案件が残っておりますので、これからの進捗は鈍化してくる可能性はあります。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

なかなか皆さん質疑しないみたいですので2回目なんですけど、8ページのカシザイ地区の墓地造成工事について、これ内容をどのようにするのか、まだ伺っていないんですけども、私の考えとしましては、簡単など言ったらおかしいんですけども、工事をこうすればわかりかしスムーズに早くできるんではな

いかなとこの提案をしたいなと思っております。

屯ブロックを積み上げていくという工法でやれば、短期間に、それもスムーズに早く安価な値段でできるのではないかなと、私なりに思って、こういうふうな工事方法もまずは提案、また、皆さんが大きな構造物で考えているかわからないんですけども、そういうふうにすれば、安く、そして手前のアクセス道路といいましょうか、そこは雨降ったらちょっとぬかるんで坂を上ったりというのがなかなか車では難しいのかなと思ったりしますので、そういうふうな安価な方法でやれば、この金額でもいろんな工事がたくさんできるのではないかなと、少しだけ提案させていただきますけれども、建設課におかれましては、どのような感じでいま全体の工事をするのか、その辺の概略でも結構ですので教えていただきたいと思っております。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。いろいろ宮城議員の意見を聞きながら考えていきたいなと思っております。今回260万円の予算の内訳としましては、購入した土地の全体をいま嵩上げといいますか、造成していこうかなと思っております。

周りの外構とかに関しては、次年度以降、いま言った提案も聞きながら整備していこうかなと思っております。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これから議案第44号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号・令和2年度伊是名村一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、地方自治法第117条の規定によって、潮平そのみ議員は除斥の対象となりますので、議場から退場を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

議長(宮城安志)

再開します。

日程第4

議案第45号・工事請負契約の変更について(村道南風原線道路改良工事(R2))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第45号・工事請負契約の変更についての内容と提案理由の説明をいたします。

村道南風原線道路改良工事(R2)について、建設工事請負契約書第24条の規定に基づき次のように契約金額を変更したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 村道南風原線道路改良工事(R2)
2. 契約済金額 5,830万円
3. 元契約に対する変更額 574万2千円
4. 変更契約額 6,404万2千円
5. 契約の相手方 沖縄県島尻郡伊是名村字諸見4952番地3
有限会社 タカラ建設
代表取締役 高良富三

令和2年10月15日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、村道南風原線道路改良工事（R2）の請負契約の変更については、地方自治法第96条第1項第5号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、工事概要、改定契約書の写し、計画平面図等も添付してございます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

確認しておきたいと思います。通常、請負工事変更契約にあたっての増減については、当初発注の設計に引き続き今回は追加の増と理解しますが、今回の内訳、概要を見ると、構造物において、0メートルから始まる構造物が何件かあるようではありますが、これは当初設計に入っていなかったものなのか、あるいはこの度の工事の引き続きの面において、新しく追加に至ったものなのか、そのあたり詳しく聞かせてもらえますか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。まず、PU-1型側溝なのですが、これは当初、平成24年度に全体的な計画がなされてはいたんですけど、今回の工事区画に関しては、当初から入っていなかったものでございます。

0メートル、自由勾配もそうです。3号横断管もそうでありまして、24年度に全体的な設計の中には入っていたんですけど、今回の当初の工事には入れてなくて、県の方から補助金増額の承認を、受けましたので、その増額分がありましたので、それに伴って当初予定していなかったものを今回補正でというふうな感じになっております。以上です。

議長（宮城安志）

8 番、前田清議員。

8 番（前田 清議員）

そうであるならば、なおさら議案書の概要の中にもそういった内容的なものを含めて、それは審議に我々は臨みやすいかなと思ったりもした次第であります。以後そのような配慮もなさった方がよろしいかなというふうに思います。

あと1件、これまで工事関係にあたって、変更もそうですけど、特に変更のある場合は、当初とどの辺りがどういうふうに変ったのか。せっかく図面も提示しておられますので、そのあたり色分けぐらいしてもらえればなど、これまで再三の指摘も議会から会議の中であったかと思えます。その辺りをどう考えますか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

いま前田議員のおっしゃるとおり、議員の皆さんにも図面上でも変更箇所、当初と比較して、その辺りがわかりやすい議案書の添付書類の作成に心掛けて今後はいきたいなと思っています。

議長（宮城安志）

8 番、前田清議員。

8 番（前田 清議員）

今後ともそういうところは我々議員は専門家ではないですから、そのあたりも配慮して、理解しやすいように議案書の作成をしてもらいたいなということでもあります。せっかくの予算も議決をする上で十分納得し、そして理解をし、万全で予算が通過できるのもいいかなというふうに思っておりますので、今後とも頑張って下さい。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

質問します。いま前田議員のを少し確認するんですけど、これだけのゼロからの追加工事になっているんですけど、工期はそのままで変更しなくてもよろしいですか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。請負業者との協議の上、工期の変更はしなくても大丈夫という両方総意のもとで契約しております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

しっかり工期を守ってもらいたいと思います。それと工事のやり方なんですけど、これは一周道路で観光道路なので、いま見た限りでは、道の誘導とか、そういったのもついてないんですけど、後々片側通行になるかもしれないので、そういうところの工事のやり方はしっかりと注意してできるようにしてもらえますか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。昨日防災放送から村民の皆さんに周知しておりますが、マッテラの入口付近からアギギタラに至るまでの区間をいま全面通行止めと、これは請負業者さんからの要望で、僕らもそれに応えた形となっております。

ただ、それに至ってもいま議員おっしゃるとおり、観光道路、大変風光明媚

な観光に訪れた方が必ず訪れる場所でありますので、なるべく早めに全面通行止めは解除するような形で話は進めています。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

迷惑をかけないような工事のやり方をやってもらいたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第45号・工事請負契約の変更について（村道南風原線道路改良工事（R2））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号・工事請負契約の変更について（村道南風原線道路改良工事（R2））は、原案のとおり可決されました。

潮平そのみ議員の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第5

議案第46号・物品購入契約の締結について（令和2年度伊是名村観光防災

力強化支援事業)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第46号・物品購入契約の締結についての内容と提案理由の説明をいたします。

令和2年度伊是名村観光防災力強化支援事業について、次のように財産を取得したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 令和2年度伊是名村観光防災力強化支援事業
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 1,120万5,388円
4. 契約の相手方 沖縄県那覇市三原3-12-20-1F
アースウィング株式会社
代表取締役 羽地万寿雄

令和2年10月15日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、令和2年度伊是名村観光防災力強化支援事業の実施に伴う財産の取得については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第3条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出するものであります。

なお、物品購入概要、それから売買契約書の写しも添付してございます。よろしくお願いをいたします。

議長(宮城安志)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番(東江清和議員)

物品購入の概要について、防災備蓄倉庫ということなんですけど、その設置場所及び建物の構造及び床面積、そのあたりの概要をご説明願いますでしょうか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。防災備蓄倉庫のまず設置場所につきましては、産業支援センター厨房の裏口側と、西側の駐車場の手前の方に広場があるんですが、その2箇所を検討しているところではあるんですが、いま教育委員会と調整中でありまして、厨房の北側の方に配管があるということで支障はないか、いま調整をしているところでもあります。できればそこの方が一番倉庫としては場所的にもいいのかなと考えております。

倉庫については、コンテナタイプの大きなタイプでして、錆びにも強い観音開きタイプの方をいま予定しております。

申し訳ないんですが、詳細のはっきりした数値ではないんですが、大体、横が6メートルぐらい、幅の方が大体2メートルぐらいのサイズとなっております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

お願いします。実は、この件について、ここまで契約に至ったことに対して執行部の皆さん、大変ご苦労さまでした。

これは昨年の第3回定例会で防災の備蓄等々、倉庫等々の質問、議論を交わしてきました。今年度の当初予算の方にも計上されて、そして6月の補正、そして9月の補正という形で1,000万円ぐらいの予算が計上されたものとみえています。

そこでその当時は内容等、どういった物品を購入するかという大まかなものはあったんですが、こうして正式に見ることは今回初めてですので、そのときは、当時の担当課長とはここでいろんな議論を交わしてきたわけですけども、まず私の気になるところは、1番と2番です。

備蓄食糧、7年レトルト保存食品とあります。そして備蓄水は10年保存水

とありますけれども、両算定はどのようにになっているか確認したいと思えます。

まず、その点から伺ってから、そして7番の方も確認はしたかったんですけども、これはいま清和議員の方から確認ありましたので、当時2カ年前に発言された防災のコンテナ方式のものだと私は考えています。これが観光防災のものとして各市町村に置かれていますので、これがいま一式とされていますけれども、1基ということなのかどうか。そして後程再質問で確認しますが、まずそこまでお願いしたいと思えます。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。備蓄食糧の数量ですか、その方は観光防災の強化ということでもありますので、支援する観光客数、防災計画法の中で謳われているんですけども、村の場合、1番の備蓄食糧、想定されているのが132人、132人の方が一日3食、それを3日分ということでいま計算が出されていて1,188食分をいま予定しておりますが、今年度においては、その半分594食です。

2番の備蓄水については、同じく人数132人、それから一日3リットル、その3日分ということで2,376本、そのうちの今回1,188本をいま計画しております。この方も次年度に向けて残分は申請していきたいと思っております。

7番の備蓄倉庫については、観光防災の観光客数に対する倉庫でありますので、今回事業では1基を整備する予定であります。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

この件に関しては、これまでもいろいろ議論を交わしてきて、村内の防災対策、あるいは避難所を完全なる備蓄体制を取ってもらいたいということで私は

前回質問したんですが、今回は総合センターの方でまとめていくということで、村の指定された避難所というのは5箇所ぐらいあるということで、皆さんから答弁は受けてはいるんですけど、なるべくはそこもできるんでしたら強力にやりたいとありましたけれども、まず、備蓄食糧の方は観光関係のものなんですけれども、大規模災害のときの人口の20分の1という算定になっているかどうか、これに関連して前課長ともいろいろ議論したんですけど、その算定されているかどうか、そうすると日頃の台風等々の場合の使用は可能かどうか、そのあたりをまずは確認させて下さい。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。いま議員がおっしゃった20分の1ですか、その方については申し訳なくて、私の方はいま把握はしてないんですが、後程また確認をしてご報告したいと思います。

台風時について使用できるかということなんですが、いまの観光防災力強化支援事業については、国の方でもそういった台風災害時に支援しても大丈夫だということでお聞きはしております。もちろん使った分だけ補充はしてまいりたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

議長（宮城安志）

再開します。

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

ぜひ備蓄関係、来年に向けてもまだまだ不足分があるかと思いますので、ぜひ頑張って、また各箇所にある不足されたセンター、あるいは大規模災害を想

定して各集落内の方にも備蓄等々ができるような体制を整えていただくように頑張っていたきたいと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

いまの正徳議員に関連してなんですけど、ひとつ確認です。1番と2番の備蓄食糧、保存期間が7年、10年とあるんですけど、例えば、これ10年、7年、賞味期限が来た場合には、そこまできたら廃棄するのか。それともその廃棄期限前にどうにか手を打って無駄にならないようにするのか、その辺をどう考えているのか伺います。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。おそらく賞味期限の切れる直前ではないんですけども、約半年ですか、その辺りからもし使用されてなければ、新しく入れ替え等を行うと思うんですが、その賞味期限前のものをどうするかということなんですけれども、各施設とかで使用できるのであれば、その辺も検討していきたいと思っております。何分、賞味期限前ということで抵抗はあるかと思うんですけども、その辺はこれからまた各団体と調整を図っていきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

半年と言わず、1年前ぐらいからちょっと考えてみて、なるべくは食育で廃棄はしない方がいいと思うので、そういう考えでいってもらいたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号・物品購入契約の締結について(令和2年度伊是名村観光防災力強化支援事業)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号・物品購入契約の締結について(令和2年度伊是名村観光防災力強化支援事業)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和2年第3回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会(午前11時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

會議錄署名議員